

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

1. 軽度者への福祉用具貸与の例外給付について

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者（以下「軽度者」という。）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい一部の福祉用具（以下「対象外目」）は原則として算定することができません。

また、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）については、要支援1・要支援2及び要介護1、要介護2及び要介護3と認定された者に対しても原則的に算定できません。したがって、利用者の身体状況等から対象外種目の貸与が必要な者への例外給付は、あくまで例外的措置であるという原則をもとに、適切な手順により利用者の状態および当該福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づき給付を行う必要があります。

対象外種目は以下のとおりです。

・車いす及び車いす付属品	・特殊寝台及び特殊寝台付属品
・床ずれ防止用具及び体位変換器	・認知症老人徘徊感知機器
・移動用リフト（つり具部分を除く。）	・自動排泄処理装置（要介護3以下は原則貸与不可）

2. 対象外種目を軽度者への福祉用具貸与の例外給付に位置づける方法について①

軽度者に該当する者に対しても、利用者の状態像から上記対象外種目の貸与が必要と判断できる場合には、福祉用具貸与費の算定が可能となります。福祉用具貸与費の算定が可能となる利用者の状態像については、次ページ表1を参照してください。



表 1

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者	基本調査 1 - 7 「3. できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※（注）参照
イ特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1 - 4 「3. できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「3. できない」
ウ床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「3. できない」
エ認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3 - 1 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は基本調査 3 - 2～基本調査 3 - 7 のいずれか「できない」又は基本調査 3 - 8～基本調査 4 - 15 のいずれか「ない」以外その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査 2 - 2 「4. 全介助」以外
オ移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1 - 8 「3. できない」
	② 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2 - 1 「3. 一部介助」 又は「4. 全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※（注）参照
カ自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 6 「4. 全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 1 「4. 全介助」

(注) アの②及びオの③については、該当する認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員（以下「ケアマネジャー等」という。）が判断します。

例えば車いすの貸与について「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とケアマネジャー等が判断した場合は、市へ確認依頼を行う必要はありません。

3. 対象外種目を軽度者への福祉用具の例外給付に位置づける方法について②

前ページ表1の対象とならない者についても、次の3つの要件を満たす事で、例外的に福祉用具貸与費の算定が可能となります。

① ケアマネジャー等が医師の医学的な所見に基づき下記表2の(a)から(c)までのいずれに該当すると判断していること。なお、医師の医学的な所見については、主治医意見書又は医師の診断書による確認のほか、介護支援専門員等が聴取した医師の医学的所見をケアプラン（介護予防含む）に記載する方法をとっても差し支えありません。

② ケアマネジャー等がサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント福祉用具貸与が特に必要であると判断していること。

③ 上記①②について、市に書面等確実な方法により確認を受けること。

○軽度者に係る福祉用具貸与に係る確認依頼書

○サービス担当者会議の記録

○主治医の意見書、診断書又は医師の医学的所見を記載した書類

※ただし、2つ目の記録において医師の医学的所見による判断が明記されている場合は3つ目の書類の添付を省略することができます。

高齢介護課に確認を行い、適正であると判断された場合には、確認日(書類提出日)以降、介護報酬の算定が可能となります。後日確認を行った旨を文書にてお送りします。

表2

(a) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者。 例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
(b) 疾病その他の原因により、状態が急激に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当するに至ることが確実に認められる者 例：がん末期の急速な状態悪化
(c) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者 例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

4. 利用者の身体状況の変化等による再度の市への確認について

対象外種目の貸与を受けている場合、以下のいずれかの変更があった場合には、再度市に確認を受けてください。

- 医学的見地に基づくケアマネジャー等が判断した表2の(a)から(c)に変更が生じたとき
- 貸与する福祉用具の追加・変更が生じたとき。ただし、同一品目における変更等軽易なものについてであり、かつ、当該変更等が被保険者の身体状況や介護状況の変化に起因するものではない場合は不要とします。
- 当該被保険者が更新認定・区分変更認定を受けたとき。

5. 軽度者に対する福祉用具貸与算定フローチャート

